

食安輸発第0711002号

平成17年7月11日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品全部監視安全課

輸入食品安全対策室長

(公印省略)

ブラジル産鶏肉の取扱いについて

標記については、平成16年11月から食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令を実施することとし、平成17年度においても引続き行っているところです。

今般、ブラジルにおいて当該検査命令の対象業者である SEARA ALIMENTOS S.A. (SIF3595) のオキシテトラサイクリン残留防止対策が整備されたことから、ブラジル産鶏肉については通常の監視体制に戻すこととしましたので、御了知の上、関係営業者への周知方よろしく申し上げます。

なお、平成17年3月31日付け食安輸発第0331001号の別表1を別添のとおり改めます。

別表1

対象国・地域	製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
全輸出国	フグ	現場検査の結果、異種フグが発見されたものに限る。	魚種鑑別	—	フグの種類の鑑別を行うこと。	有毒フグが混入しているおそれがあるため。
	すじこ		亜硝酸根	別表4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	成分規格(0.005g/kg)又は使用基準(残存量として0.0050g/kg)を超える亜硝酸根が検出されるおそれがあるため。
	落花生及びその加工品 (落花生を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	ピスタチオナッツ		アフラトキシン	別表3によること。 ただしイラン産殻付きピスタチオナッツについては、1コンテナ(20feet)を1ロットとし、1ロットを8分割した後、各分割の全ての容器包装から検体を採取することとし、1分割あたり1kg(可食部)採取したものを検体(合計8検体)とすること。(注)	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギ		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	ミックススパイス	落花生、ピスタチオナッツ、ブラジルナッツ、ジャイアントコーン、アーモンド、クルミ、チリペッパー、レッドペッパー、ナツメグ及びハトムギのいずれか又はその合計の含有量が10%以上のものに限る。	アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
	シアン化合物含有豆類		シアン化合物	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生労働省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	キャッサバ及びその加工品 (でんぷんを除く。)		シアン化合物	別表2の3によること。	平成14年11月21日付け食基発第1121002号及び食監発第1121002号別添「タピオカでん粉中のシアン化合物試験法」によること。	シアン化合物を含有しているおそれがあるため。
	乾燥いちじく		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
イタリア	非加熱食肉製品 (加熱せずに食すものに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	ゴルゴンゾーラチーズ (ソフト及びセミソフトタイプに限る。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。

イタリア	オリーブ加工品	別途指示する製造者で製造され、密閉されたものに限る。	水分活性 水素イオン濃度 ボツリヌス毒素 ボツリヌス菌 (ボツリヌス毒素及びボツリヌス菌については、水分活性が0.94を超え、かつ水素イオン濃度が4.6を超えるものに限る。)	平成10年8月26日付け衛食第83号別表によること。	平成10年8月26日付け衛食第83号別添2によること。	製品検査の対象食品等に示すオリーブ加工品からボツリヌス毒素が検出されるおそれがあるため。
イラン	殻無しピスタチオナッツ	加工品を除く。	ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
インドネシア	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン テトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
エクアドル	バナナ	別途指示するブランドの特定農場で生産されたものに限る。	ビテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるビテルタノールが検出されるおそれがあるため。
オーストラリア	とうもろこし (甘味種を除く。)		アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナ等によるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ等内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
韓国	豚肉	別途指示する処理場において処理されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出されるおそれがあるため。
	活鰻	別途指示する韓国政府が発行したオキシリン酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリン酸	別表2の4によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	オキシリン酸が残留しているおそれがあるため。
	養殖ひらめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録養殖場、加工業者及び輸出業者であって、かつ別途指示する韓国政府が発行したオキシテトラサイクリン及びエンロフロキサシンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン エンロフロキサシン	別表2の4によること。	オキシテトラサイクリン： 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 エンロフロキサシン： 平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ及びエンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。

韓国	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	別途示す韓国政府が発行した原産地証明書が添付されているものを除く。	麻痺性貝毒	別表2の3によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	冷凍むき身アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	黄色5号 赤色102号 コチニール クチナン黄色素 モナスカス色素	別表2の1によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」、平成7年9月27日付け衛乳第190号中の「韓国産冷凍むき身アカガイのコチニール色素の検査法」及び「衛生試験法・注解(日本薬学会編)」によること。	着色料が検出されるおそれがあるため。
	生食用アカガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	生食用タイラギガイ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	きゅうり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出者により輸出されたものを除く。	ジクロロボス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロロボスが検出されるおそれがあるため。
	青とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
	赤とうがらし及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
	ミニトマト及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する輸出業者から輸出されたものであって、かつ別途示す韓国政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	EPN	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるEPNが検出されるおそれがあるため。
	せり及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	パプリカ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する登録農家が栽培し、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。	

韓国	わけぎ(学名 <i>Allium wakegi</i>)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドン及び基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	エゴマ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ビフェントリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるビフェントリンが検出されるおそれがあるため。
	カキチシャ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		プロシミドン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5ppm)を超えるプロシミドンが検出されるおそれがあるため。
北朝鮮	ハタハタ	加工品を除く。	鉛片の混入	—	全量について金属探知器による鉛片の混入の有無を確認すること。	鉛片が混入しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)		麻痺性貝毒	別表2の14によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
ギリシャ	ピスタチオナッツ加工品 (ピスタチオナッツを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
コロンビア	生鮮コーヒー豆	別途示すコロンビア政府が発行したジクロロボスに係る証明書が添付されているものを除く。	ジクロロボス	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮小して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロロボスが検出されるおそれがあるため。
スイス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するものに限る。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
スペイン	西洋トコブシ		麻痺性貝毒	1トン未満のロットについては、5検体、1トン以上のロットについては、10検体を採取すること。ただし、開梱数は別表2の4によること。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方法等について」によること。	規制値(4MU/g)を超える麻痺性貝毒が検出されるおそれがあるため。
	野いちご	加工品を除く。	エトプロホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.02ppm)を超えるエトプロホスが検出されるおそれがあるため。
タイ	鶏肉	別途示すタイ政府が発行した有機塩素系農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	有機塩素系農薬	別表2の4によること。	昭和62年8月27日付け衛乳第42号中の「牛肉中の有機塩素化合物の分析法」によること。	暫定的基準値を超える有機塩素系農薬が残留しているおそれがあるため。

タイ	養殖えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示する加工場から 輸入されるものを除く。	オキシリン酸	別表2の4によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	オキシリン酸が残留しているおそれがあるため。
	キンツァイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	オオバコエンドロ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ディル及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるシペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	コラード及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		シペルメトリン フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(5.0ppm)を超えるシペルメトリン及び基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス パラチオンメチル フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホス、基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチル及び基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。
	アカシア及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	シソクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出されるおそれがあるため。
	大葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェントロチオン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるフェントロチオンが検出されるおそれがあるため。
ヒメボウキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェノブカルブ	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるフェノブカルブが検出されるおそれがあるため。	

タイ	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	ウスイエンドウと総称される ものに限る。	シペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリンが検出され るおそれがあるため。
	ペパーミント及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出 されるおそれがあるため。
	Puk-Prew及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出 されるおそれがあるため。
	ソボクサ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出 されるおそれがあるため。
	リーチライムリーフ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		パラチオンメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるパラチオンメチルが検出 されるおそれがあるため。
	PAK PED及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途示すタイ政府が発行 したクロルピリホスに係る証 明書が添付されているもの であって、かつ登録輸出 業者から輸出されたものを 除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	未成熟コショウ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出され るおそれがあるため。
	ニオイタコノキ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホスが検出され るおそれがあるため。
台湾	豚肉	別途指示する処理場にお いて処理されたものを除 く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.10ppm)を超えるスルファジミジンが検出 されるおそれがあるため。
	鶏肉		クロビドール	別表2の4によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食 品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」に よること。	クロビドールが残留しているおそれがあるため。

台湾	養殖鰻及びその加工品 (白焼き及び蒲焼きに限る。)	別途示す台湾行政院農業 委員会漁業署が発行した 輸出証明書が添付されて いるもの除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。	鰻及び白焼き鰻： 平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食 品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」に よること。 蒲焼き鰻： 平成16年3月31日付け食安発第0331002号 別添2の別紙「ウナギ蒲焼きの合成抗菌剤一斉分 析法」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限 る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添 「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」 によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるた め。
	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがある ため。
	切り身のテラピア(イズミダイ) (スモーク品(薫製品)と称しているも のを含む。)	現場検査において、鮮紅 色を呈することが確認され たものに限る。ただし、平 成10年1月16日付け衛乳 第6号及び衛化第1号に 基づき一酸化炭素による 処理をされていないと判断 されたものを除く。	一酸化炭素	別表2の2によること。	平成7年1月30日付け衛乳第10号及び衛化第7号 中の「鮮魚中の一酸化炭素分析法」によること。	一酸化炭素が使用されているおそれがあるため。
	オオヒラタケ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
	タロイモ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。

台湾	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	DAY LILY(ユリ科キスゲ属)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油、塩及び塩のみで調味したものは除く。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
中国	鶏肉		スルファキノキサリン	別表2の8によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファキノキサリンが残留しているおそれがあるため。
	はちみつ及びその加工品		ストレプトマイシン	別表2の4によること。	平成14年3月29日付け食監第0329005号別添2の別紙2「ハチミツ中のストレプトマイシン試験法」によること。	ストレプトマイシンが残留しているおそれがあるため。
	ローヤルゼリー (乾燥したものは除く。)		ストレプトマイシン	別表2の6によること。	平成14年3月29日付け食監第0329005号別添2の別紙2「ハチミツ中のストレプトマイシン試験法」によること。	ストレプトマイシンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものであって、別途示す中国政府が発行したオキシリン酸に係る証明書が添付されているものを除く。	オキシリン酸	別表2の4によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	オキシリン酸が残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻及びその加工品 (白焼きに限る。)	別途指示する養殖場で養殖又は加工場で加工されたものを除く。	スルファジミジン	別表2の4によること。 ただし、別途指示するものについては、別表2の7によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファジミジンが残留しているおそれがあるため。
	養殖鰻加工品 (白焼き、蒲焼き及び肝加工品に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の7によること。	平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	鰻加工品 (冷凍食品白焼き及び蒲焼きに限る。)		成分規格 (生菌数、大腸菌群)	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	冷凍食品の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	えび及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		オキシテトラサイクリン クロルテトラサイクリン テトラサイクリン	別表2の7によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれ、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンが残留しているおそれがあるため。
フナ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン	別表2の4によること。	平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。	エンロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。	

中国	スッポン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		エンロフロキサシン シプロフロキサシン	別表2の4によること。	平成15年6月5日付け食監発第0605002号別添「鰻に対するエンロフロキサシンの分析法について」によること。ただし、当該分析法の抽出溶媒をアセトニトリル:メタノール=4:1に変更し、定量下限値は当該分析法通知と同様とすること。	エンロフロキサシン及びシプロフロキサシンが残留しているおそれがあるため。
	二枚貝及びその加工品 (貝柱のみのホタテガイを除く。)	淡水産であることを示す中国 政府の証明書が添付さ れているものを除く。	麻痺性貝毒 下痢性貝毒	麻痺性貝毒については別 表2の14に、下痢性貝毒に ついては別表2の15による こと。	昭和55年7月1日付け環乳第30号「貝毒の検査方 法等について」及び昭和56年5月19日付け環乳第 37号「下痢性貝毒の検査について」によること。	規制値(麻痺性貝毒:4MU/g、下痢性貝毒: 0.05MU/g)を超える貝毒が検出されるおそれがある ため。
	しじみ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	クロルテトラサイクリンが残留しているおそれがある ため。
	生食用ウニ	別途指示する製造者で処 理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加 物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚分類及び生食用冷凍鮮魚分類の成分 規格に適合しないおそれがあるため。
	大粒落花生		ダミノジツ	別表2の3によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加 物等の規格基準」によること。	ダミノジツ(基準値:不検出)が検出されるおそれ があるため。
	大葉及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス フェンバレート	別表2の5によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるクロルピリホス及び基準値 (0.50ppm)を超えるフェンバレートが検出されるお それがあるため。
	未成熟えんどう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	さや用種及びスナップエンドウと総称されるものに限 る。	シペルメトリン フェンバレート クロルピリホス	シペルメトリン及びフェンバ レートについては、別表2 の11に、クロルピリホスにつ いては、別表2の3によるこ と。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるシペルメトリン、基準値 (0.10ppm)を超えるフェンバレート及び基準値 (0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそ れがあるため。
	ケール及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるクロルピリホスが検出され るおそれがあるため。
	サイシン及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレートが検出さ れるおそれがあるため。
	コリアンダー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出さ れるおそれがあるため。
パクチョイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食 品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品 の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1ppm)を超えるクロルピリホスが検出される おそれがあるため。	

中国	ニラ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の12に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮ほうれんそう	別途指示する業者により生産及び輸出し、かつ別途示す中国政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものに限る。	ディルドリン(アルドリンを含む) エンドリン クロルピリホス	クロルピリホスについては別表2の8に、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンについては別表2の3によること。	クロルピリホス: 平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。 ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリン: 昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれ、ディルドリン(アルドリンを含む)及びエンドリンが検出されるおそれがあるため。
	セロリ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	えだまめ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.3ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	しゅんぎく及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	エリンギ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
	レイシ(ライチ)及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	生鮮レイシ(ライチ)については、別途示す中国政府が発行したメタミドホスに係る検査証明書及び加工工程書が添付されているものを除く。	メタミドホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるメタミドホスが検出されるおそれがあるため。
	チンゲンサイ及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。

中国	食品 (未加工品、簡易な加工品、食用油脂、塩及び塩のみで調味したものは除く。)	別途指示する製造者により製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。
チリ	養殖さけ・ます及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示すチリ政府が発行したオキシテトラサイクリンに係る証明書が添付されているものを除く。	オキシテトラサイクリン	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるオキシテトラサイクリンが検出されるおそれがあるため。
デンマーク	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	別途指示するデンマーク政府による輸出用ナチュラルチーズの承認工場で製造されたものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
フィリピン	生食用ウニ	別途指示する製造者で処理されたものに限る。	腸炎ビブリオ	別表2の4によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	生食用鮮魚介類及び生食用冷凍鮮魚介類の成分規格に適合しないおそれがあるため。
	バナナ	別途指示する農場で生産されたものに限る。	ピテルタノール	別表2の4によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるピテルタノールが検出されるおそれがあるため。
	マンゴー及びその加工品 (簡易な加工に限る。)	別途指示すフィリピン政府が発行したクロルピリホスに係る証明書が添付されているものであって、かつ登録輸出業者から輸出されたものを除く。	クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.05ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
ブラジル	生鮮コーヒー豆		ジクロロボス	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.2ppm)を超えるジクロロボスが検出されるおそれがあるため。
フランス	ソフト及びセミソフトタイプのナチュラルチーズ	リステリアに関する政府機関の証明書が添付されているものを除く。 ただし、別途指示するものを除く。	リステリア菌	別表2の4によること。	平成5年8月2日付け衛乳第169号中の「乳、乳製品中のリステリア検査法手順(IDF標準法)」によること。	リステリア菌で汚染されているおそれがあるため。
	鶏肉	別途指示する処理場で処理されたものに限る。	スルファキノキサリン	別表2の4によること。	平成5年4月1日付け衛乳第78号別添2「畜水産食品中の残留合成抗菌剤の一斉分析法(改定法)」によること。	スルファキノキサリンが残留しているおそれがあるため。
	レンズ豆		デルタメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるデルタメトリンが検出されるおそれがあるため。

米国	牛肉加工品	別途指示する製造者で製造された挽肉に限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成9年7月9日付け衛食第212号及び衛乳第202号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
	牛肉調整品及び豚肉調整品	別途指示する製造者でテンダライズ処理されたものに限る。	腸管出血性大腸菌O157	別表2の4によること。	平成9年7月9日付け衛食第212号、衛乳第202号別添「食品からの腸管出血性大腸菌O157検査方法」によること。	腸管出血性大腸菌O157で汚染されているおそれがあるため。
	レモン	別途指示するブランドに限る。	オルトフェニルフェノール	別表2の4によること。	平成12年3月30日付け衛化第15号「食品中の食品添加物分析法について」によること。	基準値(0.010g/kg)を超えるオルトフェニルフェノールが検出されるおそれがあるため。
	レモン及びその加工品(簡易な加工に限る。)	別途指示するパッケージでパッキングされたものに限る。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	アーティチョーク及びその加工品(簡易な加工に限る。)		フェンバレレート	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.20ppm)を超えるフェンバレレートが検出されるおそれがあるため。
	ほうれんそう及びその加工品(簡易な加工に限る。)		ペルメトリン	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(2.0ppm)を超えるペルメトリンが検出されるおそれがあるため。
	生鮮パパイヤ	別途指示するハワイ州政府が発行した分別管理に係る証明書が添付されているものを除く。	遺伝子組換え	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	平成13年3月27日付け食発第110号「組換えDNA技術応用食品の検査方法について」によること。	安全性未審査の遺伝子組換えパパイヤ55-1が検出されるおそれがあるため。
	どうもろこし(爆裂種に限る。)		ピリミホスメチル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(1.0ppm)を超えるピリミホスメチルが検出されるおそれがあるため。
	アーモンド加工品(アーモンドを主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンを含有しているおそれがあるため。
ベトナム	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		バツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるバツリンが検出されるおそれがあるため。
	もろこし(こりゃん等)及びその加工品(もろこし(こりゃん等)を主要原料とするものに限る。)		アフラトキシン	別表3によること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着及び含有しているおそれがあるため。
	菓子類、味噌及び飲料(酒類を含む。)	別途指示する製造者で製造されたものに限る。	サイクラミン酸	別表2の13によること。	平成15年8月29日付け食安監発第0829010号「サイクラミン酸に係る試験法について」によること。	サイクラミン酸が使用されているおそれがあるため。

ベネズエラ	カカオ豆		ジクロロボス	別表2の3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.5ppm)を超えるジクロロボスが検出されるおそれがあるため。
			アフラトキシン	別表3によること。 ただし、コンテナによるバルク形態で輸入される食品については、ロットを代表する任意の1コンテナ内の上部、中部、下部の計15か所から計10kg以上を採取したものを縮分して1kg、1検体とすること。	平成14年3月26日付け食監発第0326001号中の「穀類、豆類、種実類及び香辛料中のアフラトキシンB ₁ 試験法」によること。	アフラトキシンが付着しているおそれがあるため。
ベルギー	セルリアック及びその加工品 (簡易な加工に限る。)		クロルピリホス	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.01ppm)を超えるクロルピリホスが検出されるおそれがあるため。
南アフリカ	グレープフルーツ	別途示す輸出者から輸出されたものに限る。 ただし、別途示す南アフリカ政府が発行した残留農薬に係る証明書が添付されているものを除く。	イマザリル	別表2の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.0050g/kg)を超えるイマザリルが検出されるおそれがあるため。
	りんごジュース(原料果汁がりんごに由来するものに限る。)及び原料用りんご果汁		バツリン	別表5によること。	昭和34年12月厚生省告示第370号「食品、添加物等の規格基準」によること。	基準値(0.050ppm)を超えるバツリンが検出されるおそれがあるため。

(注) 各検体についてアフラトキシンの検査を実施し、1検体でも陽性の検体が認められたロットについては、全量、食品衛生法第6条第2号違反として措置すること。